

文書番号	支部 01	支部の運営に関する規程	制定	2009年2月19日
主管	総務担当理事		改訂	2025年5月31日

## (目的)

第1条 本規程は、当学会定款第65条の定めにより、支部の運営に関する細目を定める。

## (所掌する範囲)

第2条 支部が所掌する業務の地理的範囲は、別表に定める。

## (選任した支部委員の会長への報告)

第3条 支部長は、支部委員を選任したときは、遅滞なく、会長にその旨を報告しなければならない。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

## 附則

- この規程の改廃は、総務担当理事の上申に基づき、理事会の承認を得て行うものとする。
- この規程は、2009年2月20日から施行する。

## 附則 (2025年5月31日)

この規程は、2025年5月31日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

支部の名称	左欄の支部が所掌する地理的範囲
北海道支部	北海道
東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北陸支部	新潟県、富山県、石川県、福井県
中部支部	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西支部	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
中国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国支部	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄支部	沖縄県

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県は、学会の本部が所掌する。